

委員長（竹谷とし子君） ただいまから総務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、浜野喜史君、杉屋秀哉君及び山本順二君が委員を辞任され、その補欠として森本真治君、磯崎哲史君及び藤木眞也君が選任されました。

委員長（竹谷とし子君） 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に総務省自治行政局長山崎重孝君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹谷とし子君） 御異議ないと認め、やむを得ない決定いたします。

委員長（竹谷とし子君） 東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。提出者衆議院総務委員長古屋範子君から趣意説明を聴取いたします。古屋範子君。

衆議院議員（古屋範子君） ただいま議題とな

りました法律案につきまして、提案の理由及び内容を御説明申し上げます。

合併市町村が市町村建設計画に基づいて行つ公共的施設の整備事業等に要する経費に充てるための地方債、いわゆる合併特例債につきましては、旧合併特例法に基づき、合併年度及びこれに続く十年度に限り発行が認められていたものであります。が、東日本大震災に伴つて、平成二十三年及び二十四年に法制上の措置が講じられ、その発行可能期間が、東日本大震災で被災した合併市町村については合併年度及びこれに続く二十年度、それ以外の合併市町村については合併年度及びこれに続く十五年度にそれぞれ延長されました。

しかし、その後も、平成二十八年熊本地震等の相次ぐ大規模災害や、全国的な建設需要の増大、東日本大震災の被災市町村における人口動態の変化等により、合併市町村の市町村建設計画に基づいて行つ事業等の実施に支障が生じている状況にあります。

本案は、このような最近における合併市町村の実情に鑑み、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律を改正し、合併特例債の発行可能期間を更に五年間延長しようとするものであります。

次に、本案の内容について御説明申し上げます。

質疑のある方は順次御発言願います。吉川沙織君 民進党の吉川沙織でございます。

平成の合併を経て、市町村の財政力指数は、平成十年度〇・四一、平成二十年度〇・五六となつて、〇・一四ポイント改善したことになりますが、では行政経費はどの程度の圧縮となつたの

併市町村に係る地方債の特例に関する法律に改めることとしております。

第一に、合併特例債の発行可能期間については、平成二十三年度において合併特例債を起こすことができる合併市町村が東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第一条第二項に規定する特定被災地方公共団体である場合又は同条第三項に規定する特定被災区域をその区域とする市町村である場合にあつては、合併年度及びこれに続く二十五年度とし、それ以外の市町村である場合にあつては、合併年度及びこれに続く二十年度とすることとしております。

第二に、この法律は、公布の日から施行する」ととしてあります。

以上が、本案の提案の理由及び内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

委員長（竹谷とし子君） 以上で趣意説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。吉川沙織君 民進党の吉川沙織でございます。

平成の合併を経て、市町村の財政力指数は、平成十年度〇・四一、平成二十年度〇・五六となつて、〇・一四ポイント改善したことになりますが、では行政経費はどの程度の圧縮となつたの

か、定量的にお答えをいただきたいと思います。
政府参考人（山崎重孝君）お答え申し上げます。

平成二十一年に公表いたしました「平成の合併」について」という文書がありますが、これでは、人件費等の削減等により、年間一・八兆円の効率化が図られると推計しております。例えば、市町村の三役、議会議員について約一万一千人減少し、年間約一千一百億円の歳出削減が図られると推計しているところですが、実際には市町村の議員数は推計を上回り減少しておりまして、約四〇%、一万六千人が減少しているという状況でございます。

吉川沙織君 今、自治行政局長が引用されたのは、平成二十一年三月五日、総務省が発表した「平成の合併」についての推計の数値を引かれたと思います。十七ページに記載があります。これ以降、特に推計とか今の見込みなどのはないといふことによろしくですか。

政府参考人（山崎重孝君） 平成の合併を一区切りにするために、その時点での推計をいたしました。それ以降の数字にいたしましては、二十八年度決算と十年度決算を比べますと、例えば、これ、合併は経ておりますが、合併していないところも含めてでございますが、人件費は二・三%減、投資的経費は四・三%減となつております。

実は、その分、社会保障の扶助費が一四九%増えておりますが、それ以降、合併のところを捉まえて分析したことはございません。

吉川沙織君 平成二十六年三月二十日、当参議院総務委員会は、地方税財政の決議において、平成の合併により市町村の姿が大きく変化したこと等を踏まえ、新たな財政需要に対応できるよう政府に求めたという経緯がござります。

一方で、平成二十六年四月十日、衆議院本会議で、当時の総務大臣は、「合併時点では想定されなかつた新たな財政需要が生じているものと認識をしている」と答弁なさっています。

今ほど自治行政局長が答弁されたことも一つだと思いますが、合併時点では想定されなかつた新たな財政需要について、じつは「試算はありますか。

政府参考人（山崎重孝君） 実は、具体的な試算はないでございますが、平成二十五年の六月に第三十次地方制度調査会答申ござります。これは、実はそのときに、基礎自治体の行政サービス、合併を経て随分基礎自治体のその姿が変化しておりますと、これについてしっかりと分析するようになります。その文章では、当時、合併前に余り想定していなかつた事情として、合併市町村の支所について、非常にコミュニティの維持、活性化等の役割があるとか、それから、災

害時の拠点としての重要性が増しているとか、実は合併前には徐々にそういうものがまた合一化していくようと思つておりますが、なお面積が広くなつて非常に意義があるというようなことを書いておりまして、この新たな財政需要が生じているということを認識しています。

そこで、実は、基礎自治体、基本的な面積の考え方とか人口の考え方を少し変えまして、いろんな財政需要に適応するようにしてあります。

吉川沙織君 結局、試算はないということですが、いずれにしても、私も総務委員会で消防防災行政、たくさん質問してまいりました。その中で、被災地の視察をする中で、支所が果たした役割、そこが見直されていて、そこが新たな財政需要になつているという側面もあるかと思います。

少しまだ違つ視点から伺います。

平成の合併によつて自治体職員は大きく減つたと考えられます。その減員数について、数字のみ総務省に伺います。

政府参考人（山崎重孝君） 平成十年度と平成二十年度、リーマン・ショック前でございますが、これを比べますと、約四〇%、一万六千人減少しております。これ議員数ですね。職員数は、二〇〇〇年度と比較しまして一〇%、約十六万人減少しております。

吉川沙織君 自治体の議員数で四〇%、自治体の職員数で一〇%減つたという答弁でございました。その分、行政経費は人件費分として圧縮されたと考えますが、では、住民サービスの質は同じように担保されてくるとお考えでしょうか。そう考えているか考えていないかという御感想だけでは結構でござります。

政府参考人（山崎重孝君） 住民サービスは維持をされてくると思いますが、いずれにしても、扶助費が非常に増えていますので、その部分を人件費の圧縮、投資的経費の圧縮で対応しているとこつぶつに考えております。

吉川沙織君 さつき、最初の答弁で自治行政局長が引用されたのは、平成二十二年三月五日、総務省が公表をした「平成の合併」についてでございましたが、この概要の部分で、「合併による主な効果」の一番目に、「専門職員の配置など住民サービス提供体制の充実強化」、これが合併の効果の一一番目として挙げられてきました。

ところが、総務省の平成二十九年地方公共団体定員管理調査によると、市区町村の防災職員数がゼロの市町村が団体数で五百三十六、割合で三〇・六%にも上っています。つまり、他部署が防災担当を兼務している状況であり、この平成の合併で効果としてうたわれた専門職員の配置が必ずしもかなっていない、そういう分野があるとこつ

こともありますので、そこはしっかりと自治体の現状をよく捉えて対策を打ついただきたいと思います。

合併特例債の延長については、平成二十二年改

正、平成二十四年改正、そして今回の改正という経緯をたどっていますが、平成二十四年改正の

内閣提出法律案となっています。この理由につ

いて、武内衆議院総務委員長代理にお伺いしたい

と思います。

衆議院議員（武内則男君） お答えをいたしま

す。

委員御指摘の点については、平成二十二年にこの法律が制定された際に、衆議院の総務委員会、そして参議院の総務委員会で、合併特例債の発行可能期間に関し、政府に対して、合併市町村の実情等を踏まえた上で、東日本大震災の被災市町村について更なる延長の措置を、そして、それ以外の市町村についても被災地と類似の措置を講ずるよう求める旨の決議がされたと承知をしています。

政府は、このよつた立法府の意見を重く受け止め、翌年の平成二十四年に、今申し上げた点を内容とする改正案を内閣提出法案として国会に提出したとの理解をしております。

吉川沙織君 平成二十二年改正時は、実はこの

当参議院総務委員会で、武内衆議院総務委員長代

理は当時、与党の総務委員会理事として質疑に立つておられますし、平成二十四年改正時は、私、若輩でございましたが、与党の筆頭理事として閣

法の審査に携わっています。六年間一緒に参議院議員として共に総務行政の推進に携わってきた武内衆議院総務委員長代理から、立法府の意思を重んじた平成二十四年改正であったという答弁をいただけ、私はとてもうれしいです。

そこで、行政府の立場である総務大臣に伺います。

今、提出者の答弁、並びに今回衆議院で既になされた決議、そして参議院でもこの後附帯決議を

提案をさせていただく予定でござりますが、その趣旨、今回の延長発行期間をもつて完了するようになり、この趣旨を踏まえるならば、立法府の意思を重く受け止めるならば、今回の延長が最後と云ふことで理解は行政府たる総務省と合つか合はないか、方向性が同一か同一でないか、お答えいただければ幸甚に存じます。

国務大臣（野田聖子君） お答えいたします。

今回の法案は議員立法で提出されたものでござります。ですから、総務省としてのお答えは差し控えることになりますが、いずれにしても、合併特例債の発行可能期間は合併市町村の一体感を早期に醸成するためには設けられたものである」と、同時に、合併特例事業については、計画していた

事業を実施、完了することが合併の効果を住民の皆さんに実感していただく上で重要であることを踏まえ、総務省としては、国会での御議論を十分に尊重し、今後とも法に定められた発行可能期間内に事業が着実に実施され、完了するよう、適切に対処してまいります。

吉川沙織君 今の大臣の答弁の中で、国会の意思を十分踏まえとございましたので、私はそれを重く受け止めたいと思います。

いずれにしても、総務省には、今総務大臣から答弁いただきましたけれども、立法者の意思を踏まえて、今回の延長発行期間を更に延長することなく、住民合意を尊重し、期間内に事業が完了するよう、行政府としての取組をお願いして、そして私たち立法府もその取組状況をしっかりと注視していくところを申し上げて、質問を終わります。

ありがとうございました。

由民主党・社会・民進党・新緑風会・公明党、日本維新の会、希望の会（自由・社民）及び立憲民主党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

委員長（竹谷とし子君） 他に御発言もなじょうですから、質疑は終局したものと認めます。これより討論に入ります。別に御意見もなじょうですから、これより直ちに採決に入ります。東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

委員長（竹谷とし子君） 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、吉川君から発言を求められております

ので、これを許します。吉川沙織君。

吉川沙織君 私は、ただいま可決されました東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一項を改正する法律案に対し、自

一、合併特例債の発行可能期間が合併市町村の一体感を早期に醸成するために設けられた趣旨を踏まえ、今回の延長発行期間を更に延長することなく、合併市町村が市町村建設計画に基づく事業等を住民合意を尊重し、期間内に実施・完了することができるよう、必要な助言を行つこと。

二、今後の人口減少等による公共施設等の需要の変化等の地域の実情を踏まえ、合併市町村において、住民合意に基づいて合併特例債が効果的に計画的に活用されるよう、周知徹底を図ること。

右決議する。

以上でござります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

委員長（竹谷とし子君） ただいま吉川君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

委員長（竹谷とし子君） 全会一致と認めます。よつて、吉川君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とする」とに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、野田総務大臣からの発言を求められておりますので、この際、これを許します。野田総務大臣。

国務大臣（野田聖子君） ただいま御決議のありました事項につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと思います。

委員長（竹谷とし子君） なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹谷とし子君） 御異議ないと認め、さよひ決定いたしました。